

## 下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議（第6回）会議録

日時：2022/09/01 19:00～20:54

場所：下諏訪総合文化センター 2階 集会室

出席者：武井委員、濱委員、坂本委員、高木委員、増澤委員、吉田委員、野村委員、  
川村委員、萩原委員

宮坂町長、松崎教育長、樫尾教育こども課長、岩波生涯学習係長、小口副主幹、  
堀内主査、原担当

欠席者：西村委員

事務局：

皆様こんばんは。それでは定刻になりましたので、ただいまから第6回下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議を開催させていただきます。それでは、樫尾教育こども課長からご挨拶申し上げます。

樫尾教育こども課長：

改めまして皆さんこんばんは。本日もお忙しい中、またお足元の悪い中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。先週の金曜日になりますが、議会全員協議会といいまして、全議員さんが参集しての会議がございまして、これまでのこの会議の進捗ですとか委員の皆様のご意見の抜粋をご報告させていただいたところでございます。また昨日から、9月定例議会が始まりまして、一般質問が、来週の6日7日と行われるわけですが、この会議に関する一般質問の方も議員の方から通告されており、この文化センターの改修に関しましては議員や町民の皆様の関心も高いものと感じているところです。本日は6回目の会議ということで全10回を予定している中で、後半に入りますけれども、引き続き皆様の前のないご意見をよろしくお願ひしたいと思います。本日はよろしくお願ひします。

事務局：

それでは議事に入らせていただきます。

(1) 運営方針の取りまとめについて、事務局からご説明申し上げますが、これにつきましては、前回の会議にて皆様のご意見をいただき、本日取りまとめの最終案としてお示しをさせていただきましたのでお願ひいたします。

事務局：

皆さんこんばんは。これまで委員の皆さんから伺ってまいりました総合文化センターに対する思いやこれからのニーズを踏まえ、作成いたしました運営方針について最終案をお示しいたします。なお本方針が絵に描いた餅とならないよう、町としてどのようなことを行っていくかについては後ほどご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。総合文化センターは、地域住民を中心とする利用者にとって、またこれからの文化芸術を担う若者にとってより良い施設とするため、本運営方針を定める。下諏訪総合文化センターは本運営方針に基づき、文化の振興と福祉の増進を図っていく。

1の理念 将来に向かって目指す姿といたしまして、小中学生、青少年に対して、下諏訪総合文化センターは音楽を中心とする生の文化・芸術に気軽に触れ、感動を誘い、生活の中に溶け込むきっかけの場とすることを通じて、抱いた夢を未来へと繋げる架け橋となっている。

機能性の面では、下諏訪総合文化センターは諏訪圏域の誰もが、文化芸術の技を磨き、成果を披露することを通じて、ステップアップできる創造のステージとなっている。下諏訪総合文化センターは、演ずる人も観る人も、文化芸術のもとに集い、語り、お互いを深め合う交流拠点となっている。下諏訪総合文化センターは、時代に即した、使い勝手の良い環境を追求し続けることを通じて、根付いた多くの団体に支えられる施設となっている。

居住性の面では、下諏訪総合文化センターは、誰もが気軽に立ち寄り憩いの場となることを通じて、文化芸術の雰囲気を感じることができる施設となっている。

緊急性では、下諏訪総合文化センターは、文化芸術活動に取り組む住民の心のよりどころになることを通じて、災害時にも頼られ、住民を守る安全拠点となっている。施設に対しては、下諏訪総合文化センターを欠かさぬ手入れにより、これからもずっと長く使い続けることを通じて、町民憲章の香り高い文化を創造するまちを象徴する文化的遺産となっているということを理念に掲げました。

2の方策 向かって行っていく具体的な目標として、(1)質の高い事業の実施に関する事項につきましては、①公演の企画開催に当たっては、ホール舞台上における実演に親しむことができる鑑賞機会を提供し続けていく。そのためにといたしまして、多くの地域住民に関心を持っていただくため、公演に関する情報発信、展示や講座等の付帯事業等を付加するよう努める。イとして、特に小中学生、青少年に対しては、

次への関心に繋がるものとするため、体験や共演などの参加交流型事業を付加するよう努める。②公演者（発表者）の利用に当たっては、技能と活動が向上する場を提供し続けていく。そのために、ア、活動団体（者）がその多様なニーズに対応し、活動を支えて支えるため、オンラインシステムの活用を含めた利便性と快適性の向上に努める。このアにつきましては、前回の会議のご意見を踏まえ、先端技術の活用の文言を入れさせていただいております。イとしまして、イベントに関する情報や舞台ノウハウなど、活動面に対しても気軽に話ができるよう、日頃から団体等との良好な関係の維持向上に努めるとともに、団体の活性化と活動を支援するよう努める。この下線を引いてある部分を追記させていただきました。③地域社会を絆の維持および強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うにあたっては、誰もが生涯にわたって文化芸術に触れ、親しみ、五感を使って学び続けられる環境作りをしていく。そのために、アとして、あらゆる方が文化芸術を味わい、理解でき、感動と喜びを共有することで心に残る機会が創出できるよう努める。イとして、利用者に使いやすいと思っただけできるよう、日常的な環境改善に努める。ウといたしまして、改修時にはユニバーサルデザインを積極的に取り入れるよう努める。

(2) の専門的人材の養成・確保および職員の資質の向上に関する事項については、事業実施に必要な人材の養成を行うにあたっては、文化芸術を育む専門職員としての専門性を確保、維持し、きめ細やかなサービスを提供していく職場風土を形成していく。そのために、アといたしまして、知識と技能の向上に常に努めるとともに、技術を有する職員の育成、維持に努める。イといたしまして、文化ホールや、舞台技術者により構成される団体等が主催する研修会や講習会等に積極的に参加することで、技術等の習得に努める。ウといたしまして、日頃から利用者に満足いただける利用を提供できる対応に努めるとともに、訪れたいくなる雰囲気作りに努める。

(3) 普及啓発の実施に関する事項といたしまして、普及啓発を行うにあたっては、文化芸術を見る目、育てる目が広がる取り組みを行っていく、そのためにアといたしまして、文化芸術に関心を持ってもらうため、日常的に触れることができるコーナー的機会を設けるよう努める。イといたしまして、特に小中学生、青少年に対しては地域の文化芸術団体や経験・技能をお持ちの方を講師とする講座や体験会等の事業を開催することで、文化芸術に触れるきっかけを積極的に創出するよう努める。ウとしてましては、利用される云々とありましたが、これを変更いたしました。後半の段落は、先ほどの(1)②イに移しまして、新たにSNS等ソーシャルメディアの活用について

ての部分を受けさせていただいております。新たにウとして、ソーシャルメディアを積極的に活用して、イベントや発表会など総合文化センターにおける活動の情報を幅広く周知するよう努める。とさせていただいております。

(4) 関係機関との連携協力に関する事項といたしまして、他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取り組みを行うにあたっては、文化の交流と技術の向上が図れるよう、効果的にまた積極的に行っていく。そのために、アとしまして、文化ホールや舞台技術者により構成される団体等主催する研修会や講習会等に積極的に参加するよう努める。イといたしまして、各種団体との良好な関係の構築と、業界の動向や先端技術の把握に努める。

(5) の国際交流に関する事項といたしまして、国際的な交流を行うにあたっては、異文化を知り、多様性を認め合い、新たな視点から地域を捉えられるよう配慮していく、そのために、アといたしまして、文化芸術作品の作曲者（著作者）や背景、歴史的事項等も併せて紹介し、知ることができるよう努める。

(6) 調査研究に関する事項につきましては、調査研究、資料収集および情報提供を行うにあたっては、利用者からも鑑賞者からも満足いただけるよう、時代に合った利便性を追求し、また最新の舞台技術の情報を取り込んでいく。

そのためにアといたしまして、文化芸術に関わる諏訪地域の出身者、またはゆかりの方を掘り出し、講演や発表などの事業を通じて知っていただけるよう努める。イといたしまして、実施事業や施設利用のニーズを把握するため、アンケート調査を定期的に実施し、結果の検討を踏まえ、次年度以降の運営に反映させていくよう努める。

(7) 経営の安定化に関する事項といたしまして、安定した利用環境と利用率、また効率的な施設運営により施設の存在価値を向上させていく。そのためにアといたしまして、利用者に「また利用したい」と思ってもらえるため、日頃から利用者とのコミュニケーションを大事にし、相談等しやすい雰囲気作りに努める。イといたしまして、利用者から信頼される施設とするため、本運営方針に基づく変わらない運営により、安定した使命を果たすよう努める。ウといたしまして、利用者の多様なニーズに対応できるよう、施設の適切な維持と計画的な更新に努める。

(8) 安全管理等に関する事項といたしまして、誰もが安全に、また安心して過ごすことができる施設とするため、計画的、定期的な更新を行っていく。そのためにアといたしまして、保守点検結果を職員間で共有するとともに、利用者の安全に関わる指摘事項に対しては早期に改善するよう努める。イといたしまして、施設の改修と設備

の更新を耐用年数や交換時期を踏まえ、財源を確保し、および町財政に配慮しつつ、長期的視点に立った計画に基づき適切に実施するよう努める。ウといたしまして、総合文化センターに居る全ての方の安全を確保するための安全計画や対応マニュアルの実用的な充実に努める。以上を運営方針とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局：

それではこちらの運営方針案でございますが、前回お示しをさせていただきます皆様、概ねこれのご了承をいただけた内容となっておりますが、それにプラスで前回お話いただいたものを付け加えさせていただいて、今回取りまとめということでお示しをさせていただきます。こちらの運営方針の取りまとめ案について、何かご意見ご質問等ある方いらっしゃいましたら挙手にてお願いをいたします。

委員：

まとめていただいてありがとうございます。書いてあることはこれで結構だと思います。ちょっとこれから出てくるのかもしれませんが、例えば、最初の頃に出たように、些細なこと、例えば軽体育室に鏡が欲しいとか、すぐできるような改善でも、どこに申し出ていいのかが今わからない。それを今後どうするのか。目安箱にするのか、あるいは運営委員会のようなものが、できるのかそれはこの後で触れるんでしょうか？

事務局：

本方針を取りまとめいただいた後に、総合文化センターリニューアルオープンまでに実現することという中に入れさせていただいてありますのでまた後ほどご説明をさせていただきます。

委員：

ありがとうございました。

委員：

今までの皆さんの意見入っていてとても良かったと思います。あの意見というよりも感想になるんですけども、先週、事務局から連絡いただきまして、区のお祭りに私の団体に出してほしいとのことで連絡を取りたいというお話があり、昨日それを見に来たんですが、その話を聞いたときに、あり方として文化センターで活動している団体と連絡取って、イベント等をやろうという交流が実はこの秋からすごく広がっています。そこからだけじゃなくても、口コミで下諏訪でやってるって聞いたということで、依頼が入ってくるようになったんです。今まで下諏訪で地道に活動してきて良かったなと思ったんですが、今度、芸能祭もやることになりましたけれども、それに関しても担当の方がすごくよく聞いてくださっていて、ここにある皆様の意見を聞くように努めていくっていうのを本当に今でもとても素晴らしくやっていただいていると思うんですよ。とてもありがたいと思います。あと舞台さんとか照明さんたちも、本当素晴らしいので、改装工事の後もまた同じ方がいらしてくれるのかはわかりませんが、こちらとしてはすごく安心して願っているところがあるので、ぜひそういういいところはそのまま自信持ってやっていただけたらいいなと思います。

事務局：

ありがとうございます。そう思って更に思っていたけるようお願いしてまいりたいと思っております。

事務局：

その他、ご意見ございますでしょうか。それではこちらを運営方針とさせていただき、今後はこの方針に基づき、改修についての検討を行わせていただくということでよろしいでしょうか？

(異議なし)

それでは今後についてはそのような形にさせていただきます。

続きまして、運営方針を踏まえてリニューアルオープンまでに取り組むことについてご説明をさせていただきます。

事務局：

それでは最後のページにあります、3番の総合文化センターオープンまでに実現することというところをご覧ください。現時点での改修期間が令和5年、6年度であることを踏まえまして、この2年間でいただいたご意見を具体的に形にしたいと考えております。なお、これから検討していく改修計画により、改修期間が延びる可能性もあることをお含みおきください。

まずアといたしまして、下諏訪総合文化センター企画運営審議会(仮称)の設置を検討してまいりたいと思います。令和5年度において、準備会を設置し、位置づけや役割等を検討していきたいと思います。検討結果をもとに設置要綱を事務局で作成し、設置について議会報告を行ったのち、令和6年度から設置運営をしていきたいと思っております。設置案ということでお示しさせていただいておりますが、この設置案につきましても委員会の中で検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。根拠としては設置要綱を作成することにより設けたいと思っております。報酬についても設置要綱の中身に規定をさせていただきます。目的についてはですけども、総合文化センターの運営および事業企画に対して提言を述べ、状況について審議し、また民公協働により実施することを目的に設置したいと想定をしております。

なお、この審議ということは、実効性を担保する意味から審議という言葉を想定しておりますけれども、準備会の中で委員の皆様と検討を行ってまいりたいと思っております。構成は利用団体の代表、学校関係者、一般町民、技術派遣業者、場合によっては指定管理者と町、町以外の委員は10名程度で事務局は生涯学習係に置きたいと思っております。可能であればここにいらっしゃる皆様には準備会へご参画いただいて、お話をいただきたいと思っております。またその際は改めてお願いをさせていただきますので、ご検討いただければありがたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。役割につきましては、方針に基づいた運営のチェック、利用状況について審議および提言、事業状況について審議および提言、企画も含まれます。並びに共同による実施。施設状態について審議および提言ということ役割として考えております。会議の回数ですが年間数回程度を想定をしております。検討等の事項につきましては、令和7年度からの反映を目指すということで、以下のことを仮称ですが審議会の中で検討してまいりたいと考えております。

まず、質の高い事業に関する事項といたしまして、文化芸術公演について、1年先を見越した企画と準備、利用体系の弾力化ということで、例規改正も含めまして、時間1

時間単位、午前・午後・夜間の区別の要否、方法として利用場所の細分化の要否、舞台のみや舞台と客席に分けての料金体系にするか、楽屋も合わせてセットの料金体系を作るなどの方法を考えております。また、利用種別について、本番、練習、リハーサルで料金金額を変えるのかどうか、一緒にいいのかどうか。そして、予約の開始日について利用団体登録の有無でもって差をつける。また、音楽等の利用目的によって差をつける。併せてオンライン化について検討してまいりたいと思います。利用料金につきましても、その利用体系に応じた適正な価格というものを考えてまいりたい。中高生の利用については利用体系や使用料金における中高生枠の新設。現在ありませんのでそういった中高生枠の新設、時間や場所、条件、使用料金などについて検討。また部活動の受け皿として、ホームグラウンド化を目指し、指導者の掘り出しや育成についても考えていきたい。また体験型事業や講座等の開催と参加者によってサークル、今でも各講座、公民館講座、勤労青少年ホーム講座において、受講生たちによって自主的なサークル化というのを進めておりますが、そういったことを中高生にもしていけないか、文化系のクラブ化ということをしていきたい。また併せて指導者の掘りだしや育成ということもしていきたいと考えております。学校行事におけるホール利用の促進、減免や予約の優先等について考えていきたい。また受験生への空き部屋の開放ということを今現在もしてるんですけども、改めてそのための備品だとか周知だとか、時間、条件等についてもお話をさせていただければと思っております。普及啓発の項目につきましては、町内小中学校、住民、利用者と町などの間で文章による交流が図れるような場、目安箱の設置と各学校の学校だよりの掲示はできないか、どのようにしたら効果的にできるかということをお話をしていきたい。また、こちらの調査研究の成果を発表発信できたらと考えております。経営の安定化に関する事項につきましては、民間の力の導入の検討ということで、指定管理、ネーミングライツ、運営部門の委託等々いろいろな方法等もあると思いますが、どのような方法が効果的になるのかをお話させていただきたい。また、利用率の目標数値設定ということで全国平均は当面の目標になると思いますけれども、その辺の設定も考えたい。噴水広場と施設周辺のイベント利活用者への提供ということで、その利用体系や使用料金、時間、方法等利用体系の弾力化の中にも含まれますけれども、そういったものを考えていきたいと思っております。ちょっと幅広いですけど、運営方針に基づいた運営ができるようにチェックをしていただきながら、一緒によりよい施設となるよう、お話をしていければと考えております。



次にイの指定管理者制度導入の検討ということで、令和5年から6年度において検討していきたいと考えてます。設置案といたしまして、目的としては民間の経営力を活用するとともに将来にわたって一貫性と継続性を持った運営を図る。対象施設としては、大ホールおよび楽屋等大ホールに付随する施設を考えております。公民館施設、勤労青少年ホームについては町直営で行うことを想定しております。なお小ホールは公民館施設の一つとなっておりますので、この場合、小ホールは切り離して大ホールのみとということをご想定しております。管理者の業務といたしまして、利用許可等の運営に関する業務、施設および設備の維持管理に関する業務、地域住民が文化芸術に親しみ、また想像するに寄与する事業に関する業務を指定管理で行っていただくことも検討していきたいと思っております。また町が行うこととしては、施設修繕等と活動に対する補助ということが考えられるかなと思っております。この指定管理については、町が考えつつ審議会（仮称）の中で併せてご検討していただきたいと考えております。ウといたしまして、IT、ICT技術の導入の検討ということで、今現在町において、DX導入に向け検討中です。一番下になりますけれども、オンラインシステム、ソーシャルメディアの利用環境についてはこの中で検討していくものと考えております。また現況の一つ目の・になります。社会教育登録団体につきましては、施設予約システムにてオンラインが可能となっております。また次の・（中黒）では、動画専門の町公式ID（下諏訪町公式チャンネル）というものを活用しまして、公民館講座動画などのアーカイブ配信を実施しております。そういったこともございまして、DX導入の中で、このような技術を導入できるかどうか検討してまいりたいと考えております。その他の検討事項につきましては、令和4年度中検討、令和5年度反映、実施ということで現在この会議において検討させていただいております。大規模改修等について、今度、定期更新改修の計画というものについてお話をさせていただきたいと思っております。

令和5年度の検討事項として（2）の専門的人材養成確保および、職員の資質の向上に関する事項として、町において文化センター業務受託業者と文化センターが運営の事業について、業務拡大を含めて協議をしてまいりたいと考えております。

令和6年度検討の（5）国際交流に関する事項として、公演において作品の歴史的背景等も含めた情報の提供、展示や印刷物の配布等、また（6）調査研究に関する事項として、諏訪地方出身者またゆかりの団体等との交流の模索。この二つにつきましては、利用団体の皆さんと一緒にオープニングイベントをという案も出していただいております。

ますので、リニューアルオープンのイベントに絡めて検討をしてみたいと考えております。令和7年度検討ということで（4）の関係機関との連携協力に関する事項として、町において諏訪地方等の近隣ホールとの事業共同開催の模索、また文化芸術に関わる方や活動に関わっていただける地域の方との連携およびバックアップ体制の模索というものをしてみたい。機会あるごとに模索検討をしてみたいと考えております。説明は以上となります。

事務局：

それでは、リニューアルオープン前に取り組むことということで、ご説明をさせていただきましたが、こちらにつきまして何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員：

質の高い事業の実施についての説明はこの通り大変素晴らしいと思うんですけど、質の高い文化芸術に対しての分野というものは、和洋大変広いわけですけど、文化センターをよく利用するために文章を全部見さしていただくと、町が主体性を持ってこのように進めるということですかね。今までの例をお聞きしたいんですけども音楽とかいろいろなことがありますけど、そういうことは一般の人から申し込みがあってから決めるものなのか。それとも主催者が広く高い視野でやられるのか。それをちょっとお聞きしたいんですけど。

事務局：

文化・芸術公演について1年先を見越した企画と準備という部分についてでよろしいですか。基本的には文化芸術全般についてですが、当然700人のホールになりますので、メインは、この町ゆかりの人や出身者の方でジャンルも音楽や他の分野でもこういう方がいるなどご紹介いただきながら、イベントを開催させていただきたいと想定をしています。基本的にはメジャーのイベントは難しいと考えますので、地元の人に何かしていただきたいと考えていきたいと思っております。

委員：

どうしてお聞きしたかって言いますと、能などの舞台がありまして、他市町村でも組み込んでいろいろやっていますが、関係者にお話を聞きましたら、下諏訪の文化センターでも能舞台を持って言うということで過去2回くらいここで実施したことがありますので、そういう場合に広く目を向けるというところで町が主体で計画して声をかけていただく感じになるのでしょうか。

事務局：

基本的には町主体ということにはなるんですが、どうしても町主体だと情報が限られてしまいますので、そういったところは新たに設置する審議会の場やまた例えば目安箱のようなもので情報を伝えていただければありがたい。またそういった情報を整理して、交流を図っていき、イベントに結びつけたいと思っております。

委員：

ちょっと下諏訪も能舞台を持っていると聞いたものですからもったいないと思いました。ありがとうございました。

事務局：

その他ございますでしょうか？

委員：

今日、リニューアルオープンまで実現することということで、今まで見ていた資料よりも遥かに具体性があるワクワクするような内容になっていてとても面白いなと思いました。それでここに書いてある中高生の利用、部活動の受け皿以下、ここは非常に期待してるところなのでぜひとも力を入れてやってほしいなと思っています。

それとメジャーなところは難しいと先ほどおっしゃったように確かに大きなホールに比べると難しいところもあるんですけど、こういうふうに長い目で計画的にやっていくので諦めずに、なぜ下諏訪に来てくれたんだって周りの人が思ってくれるような、そういう公演もできればいいなとも思います。地域の人々の活動の場と両面をもってほしい。プロの人たちの生の演技演奏というものを体験できる今までにないもの、どうしてこの田舎のホールに来てくれるんだっていうふうに最終的になってくれればと

てもいいなと思います。ちょうどいいホール、大きくないけどちょうどいいホールというところを目指してやっていければなと思います。今、発言させてもらってるのは、この下諏訪総合文化センター企画運営審議会設置構成メンバーに関してなんですけど、ここに入れるかどうかわかんないんですけど、例えばホールを作るわけじゃないんですけど、音響的なところやってくとか、他のところでもいいんですけど先ほどお話あった能のこととか、舞台とかの話でもいいんですけど、そういったところで、プロの人の意見を入れてほしい。下諏訪の人脈だったり、あるいは諏訪の平出身で活躍されてる人はいっぱいいると思うんで、そこはぜひいろんな方法で文化センターの方で探ってもらえればうれしいです。人の縁が繋がるまちだと思ってるんで、そのような人たちにこういう規模のホールとして何を求めるかとかご意見もしいただけるなら、改修したときにこの先生から意見もあったんだって自信を持って、音響面だとかステージ面とか愛着と自信を持って使っていけると思うんで、負担のかからない範囲でのアドバイザー的な立場でもいいのでお願いができて、縁のある各方面のプロの人に意見もらえば、より自分たちのホールに愛着が持てるかなと思いました。

それと、景観というところも書いてくださって、どこまで入れるかってわかんないんですけど、確かに私も樹木が好きなので、公園も含めたホール全体がとても行きたくなるような施設になったらいいなと思います。

事務局：

ありがとうございます。今お話しいただいたことについて検討させていただきます。

事務局：

こちらにつきましては、これから事務局の方で内容を精査させていただき、また来年度以降実現できるようしっかりと進めていければと考えております。またその際にはこちらにいらっしゃる全員の皆様にお知恵をお借りして進めていければと考えておりますので、その節はよろしく願いいたします。

それでは続きまして議事2でございます。これまでの改修計画について、事務局の方からご説明させていただきたいと思いますが、本日説明の量が多いものですから、皆

様にご意見をお伺いする前にお時間が来てしまう可能性もございますので、その点だけあらかじめご了承いただければと思います。

事務局：

今ほどは運営方針を取りまとめさせていただきありがとうございました。その運営方針に基づきまして、これに沿った運営をしていくために、今度は必要な施設設備は何か、どのような改修が必要か、どこまで改修するのかというものについて検討していただきたいと思います。

まず初めに下諏訪総合文化センターの改修計画の検討経過についてちょっと触れさせていたいただきたいと思います。平成21年10月、町の基本構想基本計画に掲げられた政策を実現するための計画であります実施計画というものがございます。町の計画の最終的な実効性を与えるものとして、毎年10月頃に取りまとめをして理事者へ説明をしておりますが、その実施計画の中で、保守点検業者からの指摘事項の改善、設備の劣化の更新というものを目的とする計画を策定、作成し載せさせていただいております。平成23年に発行されました総合計画の第6次後期基本計画の中で、施設の計画的な整備の充実というものが明文化され、平成28年4月の第2次下諏訪町行財政経営プランの中で今後予定する公共施設の整備計画として、平成31年32、33年に計画するということが具体的な年度が掲載されました。しかしながら学校等の改修や緊急に行わなければならない改修、また他の新規事業等により文化センターの改修は先延ばしとなっております。令和2年度において後ほど概略をご説明させていただきますけれども、基本設計というものを行うとともに、その実施計画の中で令和3年、4年、5年で総額8億9400万円という、金額を想定した改修を計画しました。また基本設計をもとにしまして、令和3年3月に社会教育系施設の個別施設計画施設の改修についての計画の中でも総合文化センターは令和3年、4年、5年の3か年をかけ、3年度に実施設計、4年、5年で大規模改修をするということを計画するとともに基本設計の検討結果を載せさせていただきます。それで、令和3年度になりまして、第2次下諏訪町行財政プランの後期改訂版の中で、令和3年設計、4年、5年で工事ということで計画が載せられ、令和3年10月の実施計画に載せ、また令和3年度の中で今度は基本設計を基にした、実施設計を行いました。実施設計についてはまた併せて後ほど概略を説明させていただきますが、このような形で現在に至っております。

次に基本設計についてお話をさせていただきたいと思います。下諏訪総合文化センターホール天井脱落防止対策等改修工事に係る事前調査、基本設計業務ということで2年度に行いました。受注者は株式会社山下設計となります。業務の概要についてでございますが、天井脱落防止対策およびホールに関連する空調設備等の改修工事に係る事前調査、基本設計というものを目的として行う。基本方針として、現行法令に適合させ、機能低下や不具合の改善を図るという方針のもと、調査業務と設計業務を行いました。オの経過につきましては記載の通りになりますけれども、打ち合わせに年間およそ1ヶ月に1回のペースで10回を実施し、令和3年3月30日基本設計の成果物納品ということで終了をしております。この基本設計の成果物をもとにいたしまして、(4)下諏訪総合文化センター改修に伴う実施設計を令和3年度より行いました。受注者は同じく株式会社山下設計、契約額は最終的に7040万5400円でございます。なお財源につきましては、緊防債や公適債を利用して行うことで進めておりましたけれども、事業の継続性と工事の確実性というものが必要となることから事業の先送りの判断がされたことによりこの要件から外れてしまったため、全額一般財源からの支出として行いました。イの業務概要につきましては、また改めて別紙の下諏訪総合文化センターの改修、更新項目という中で箇所ごとの概略を後ほど説明させていただきますけれども、大ホール、小ホールの天井脱落防止対策工事をはじめとする各種改修工事に関する実施設計業務という内容となっております。工事の目的と概要といたしましては、経年による各部の劣化、竣工後の法改正による是正事項、避難所としての防災性と快適性の向上といったものの改善を図る、そのための実施設計を行うという目的のもと行いました。次のページをお願いいたします。オの打ち合わせ等経過につきましてはですが、10月まではほぼ月1回のペースで打ち合わせを行っておりますけれども、11月に着工日を先送りという決断をいたしました。その結果、コロナの感染状況もありまして、1回の打ち合わせに留まっております。次に令和4年3月31日に実施設計成果物が納品され、最終積算額が、改修工事に係る最終積算額は13億570万円という結果をいただいております。

続きまして、今度A3判の資料となります下諏訪総合文化センターの改修、更新項目という資料をご覧ください。右側の方から設備保守点検結果報告ということで保守点検業者より報告された指摘事項を載せております。あわせて保守業者の名前も載せさせていただきますいております。なお網掛けの部分が保守点検を行っている内容となり、網掛けしてないものが保守点検してないものになりますのでお願いいたします。続いて

中程に基本設計における方針等を記載させていただいております。一番左側となりますけれども、実施設計における工事概要ということで、工事の概要また実際に導入する設備等々について記載しております。まずAの建築改築工事という分野についてですが、一番左側の項目になり、建築物の外部・屋根・内部について、これは特殊建築物定期調査業務というのを行っておるんですが、その結果の指摘事項となります。建築物の外部、屋根について外壁のタイルに浮き、ひび割れがある、窓が開かない、玄関ポーチ床タイルに浮きがあるという指摘をいただいております。こちらの外部、屋根につきましては、基本設計の段階で調査を行ってそれに基づいて改修ということ想定してたんですが、実際には対象外として、こちら調査を含めて行っておりません。

続いて次のページをご覧ください。天井脱落防止対策工事になります。こちらの部分については、既存不適格また緊防債と一番左に記載させていただいておりますが既存不適格ということは法に則ってない吊り天井のことになります。また緊防債と書かれているんですが、この天井脱落防止対策工事は緊防債を使うことで想定しております。なお大ホールにつきましても、小ホールにつきましても、アスベストの含有が確認されておりますので、作業後の確認や周辺の養生等の対策が別途かかってまいります。一旦資料の6-2の(2)をお願いいたします。2の改修計画を検討するに当たってというタイトルのページになりますが2の改修計画を検討するに当たっての(2)既存不適格事項と、特定天井に該当いたします。中ほどの建築基準法施行令第39条というところをご覧ください。風圧並びに地震その他の震動および衝撃によって脱落しないようにしなければならない。条文においては脱落をしないようにしなければならないと書かれております。それを踏まえまして3項に特定天井、脱落によって重大な危機を生ずる恐れがあるものとして、国土交通大臣が定める現状を言うということで規定をされております。次の○(丸)、特定天井および特定天井の構造、体力上安全な構造を定める件という国土交通省告示第771号ということになりますけれども、その中で特定天井とはということで細かく指定があります。特定天井は吊り天井であって、次の各号のいずれにも該当するものとするということでまず吊り天井であること。1つとして居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの。2号として高さが6mを超える天井の部分で、水平投影面積が200㎡を超えるもの。当センター大ホールにつきましても約540㎡あります。3号として天井面構成部材等の単位面積質量、天井面の面積の1平方メートル当たりの質量を言うということで、2kgを超えるものとあります。ちょっとこれは測定がないので不明となっておりますがいずれの対象にも当センタ

一は該当し、特定天井であります。次のページをご覧ください。建築基準法適用除外第3条をご覧ください。2項としまして、この法律又はこれに基づく命令もしくは条例の規定の施行、または適用の際、現に存する建築物、もしくはその他、その敷地または元に建築修繕もしくは模様替えの工事中の建築物、もしくはその敷地がこれらの規定に適合せず、またはこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物、もしくはその敷地の部分に対しては、当該規定は適用しないということで、建築基準法に書かれた基準については既存の施設は適用しないということが明文化されております。またそれを踏まえまして、改修時には改修をしなければいけないということで決められております。A3版の下諏訪総合文化センターの改修更新項目の資料にお戻りください。2番の客席椅子改修工事につきましては、同じく大ホールの観覧席は既存不適格になります。A4の資料6のイの(2)のウの消防法関係という部分になります。諏訪広域連合火災予防条例の第40条の中に、椅子席の間隔として前席の最後部と、最高の後席の最前部の間の水平距離をいうということで椅子席の間隔は35cm以上ということで書かれております。右側に大ホールの客席の概略図を書かせていただいております。現状前の席、後ろの席の間隔は、椅子が、自動で起立しないために29センチ、290ミリ。寸法上は図面上となっておりますので35cm以上確保しておりません。この部分が既存不適格という形になります。よって、この座面を自動で跳ね上がる形にするるといたしますと、今度は肘掛けの部分が一番出ておりますので、そこと前列の最後部の距離になりますがそれが490ミリという形になります。よって条例の基準を満たすという形になります。大ホールの観覧席という列の右側、実施設計における工事概要といたしまして、背中、飾り板のクリーニング、布地はスチームクリーニングで洗浄を行います。また座の自動跳ね上げ加工というものをを行います。合わせて一番下、足元灯の交換、非常電源別置き型のLED灯46ヶ所に設置をいたします。なお基本設計の段階で布地の張替えは見送りとしておりますので布地の張替は行いません。あくまでもクリーニングで行わせていただきたいということで、実施計画の中ではそのように計画をいたしております。

続きまして小ホールの観覧席についてですが、観覧席は自動で後ろ半分の椅子が収納される形となっておりますが、その駆動装置、椅子を格納するのに使ってる機械が交換推奨ということで指摘をされておりますので、この駆動ユニットが4ヶ所あるんですけども、その交換をしながら合せて制御盤また各部品の交換する計画となっております。



す。また足元灯の交換、大ホールの客席と同様に、足元灯をLED化する計画としております。

続きまして3番トイレ改修工事、こちらについては機械設備工事にて後ほど説明をさせていただきます。4番の雨漏り改修工事ということで、実施設計の中では、楽屋の入り口、楽屋前の廊下、大道具の搬入口、軽体育室、3階にあります音響映写調光室に雨漏りが確認されておりますので、その改修を計画しましたが、軽体育室の雨漏り改修につきましては、今年度を実施をいたしました。契約金額155万1000円で10社の業者による指名競争入札を行い、本日検収を行ったところです。5番の空調設備改修工事、6番の発電機室周り改修工事につきましては後ほど説明をさせていただきます。続きまして、Bの機械設備改修工事に移りたいと思います。まずホールの天井脱落防止対策工事に伴う工事といたしましては、大ホール、小ホールともに空調設備改修に伴いまして、ダクト、配管、吹出口の改修を行います。2番の空気調和設備、空調設備につきましても、(1)熱源機器ということで、熱源につきましては、屋外ヒートポンプチャラーというものを設置します。これにつきましてはその次の冷温水器というところをご覧ください。冷温水器は現状、水を熱源としたヒートポンプチャラーというものを2基使用して空調をしておりますけれども、それをヒートポンプ式のチャラーユニットという機械4台にする改修を行う計画となっております。A3の資料の後ろから4枚目の左下に下諏訪総合文化センター改修工事右下に工事概要図02と書いてある資料になります。こちら改修後の1階平面図の改修箇所になるんですけれども、この左上の部分の駐車場に出っ張ってるものがあるのを、おわかりになりますでしょうか？熱源設備改修工事(新設)と書かれた部分です。こちらに新たに熱源の機械の囲いを作った中に設置し、空調を回す計画となっております。また併せて後ほど各部屋のエアコンについての話があるんですが、そのエアコンについて室外機は分散して外壁に設置する計画となっております。まず先ほど見ていただいた熱源の出っ張りの右側に、四角に斜線が引いてあるところ、ここがまず一つ目の空調の室外機を置くところ。続きまして右側のA B C D E F G Hってアルファベットがありますけれども、そのEとFをずっと左に追うと同じように四角に斜線が引いてあるので2ヶ所に2つ室外機を設置します。今度Aというところから横にずっと来ていただくと同じように四角に斜線が2ヶ所あり、ここに室外機を設置します。ですので5ヶ所に固めて室内機を設置するように考えております。合わせまして波線が引かれている部分、事務室ですとか展示コーナー、軽体育室、リハーサル室、楽屋のところに控えておりますが、こちらの部分、エアコン改修

に伴いまして天井板を全部とっばらいまして、新たに更新、空調設置した後に新たに貼り直しを行う部分となっております。以降03、04のページをご覧くださいと、2階、3階という形になってはいますが、こちらは室外機には置きませんが同じように波線が引かれてる部分があると思います。そちらの天井、空調設備の改修に伴いまして天井を取って新たに付け替えもする部分となっております。

それではまた空調のページをお開きください。冷温水器につきましては、今ほど説明した4台設置するということになります。それに伴いましてボイラー、現行2機のボイラーがあるんですが、これは撤去いたします。(2)のホール系空調につきましては同様に今でも4台で稼働しておりますが、機器を入れ替える形で4台設置をし、空調を行うこととしております。次のページをご覧ください。(3)になります。1、2階系空調機、1階事務室、会議室系統のファンコイルということで、こちらにつきましては2つ目の菱形空気調和機、パッケージ型というのをご覧ください。現行もみの木モール系統と軽体育室・リハーサル室系統につきましては、その下のリハーサル室系と応接室系統、事務室系統につきましては、空冷ヒートポンプ式の室外機に入れかえまして空調を行う計画としております。現行は2機の水の熱源によるヒートポンプ型を使用しておりましたが、3台に増やしまして、計5台でもって空調を行う計画としております。またその次のひし形、空気調和機マルチパッケージ型というところをご覧ください。現状ファンコイルという機械で行っておりますけれども、要するに熱発生機で起こした冷温水を回して各部屋で風を当てて、冷温風を出していくというシステムになりますけれども、改修計画では各部屋にエアコンを設置し、そのエアコンで行う形になってはいます。そういった結果で先ほどお話をさせていただきましたが、外壁に新たに室外機を設置する形となっております。

続きまして、(4)の自動制御設備というところをご覧ください。こちら空調の監視システムになりますけれども、自動制御設備というものを中央制御で新たに設置することになります。続きまして3番の換気設備をご覧ください。換気設備、要するに排気ですとか換気扇という形になりますけれども、換気設備については改修箇所の一部を更新する計画となります。次のページをご覧ください。排煙設備に合わせて消防設備を固めて書かせていただいております。まず排煙設備につきましては基本的に現状のものを使用する。ただしダクトについては一部撤去、新設することとしております。消火器器具、屋内消火栓については現行のものを使うこととし対象外。自動火災報知設備については、一部の危機を撤去、新設いたします。大ホールの天井脱落防

止対策工事内でありますスポット型の感知器につきましては新設をいたします。トイレの改修工事に伴うものについても新設を行いますが、その他の空調設備改修に伴い取り外す。感知器につきましては、天井を貼った後にまた同じものを再設置することとしております。非常警報器具および設備器具についても、現行のものを使うこととし誘導灯、誘導標識については、大ホールに限ってLEDライトによって新設をいたしますがその他については一旦撤去しますけれども再取り付けをいたします。非常照明につきましても、大ホール・小ホールの天井改修に伴い、新LEDを新設いたしますがその他の部分については再取付となっております。なお下から二つ目の防火シャッターにつきましては、既存不適格という形になっております。法改正によりまして、機外の危険防止装置を設置しなければいけない、要するにシャッターが降りてきたときに、そこにもし人がいたとして、人を感知しない場合に接触するなりして止まる、またはそこを感知して閉まらないようにするっていう安全装置をつけなければいけないんですが、現行ついておりませんので、これが既存不適格という形で現在おります。

次のページをご覧ください。5のトイレについてです。トイレについては、もみ木モールのトイレと、大ホールのトイレと楽屋のトイレの改修を検討しておりますが、これが今もみの木モールのトイレが少ないという中で、大ホールのトイレを合わせて使うのか、それとも、もみの木モールのトイレを拡大して使うのかというところで入れております。この辺、この会議の中でお話し検討していただきたいなと思っております。6番の給水設備、7番の排水設備につきましては、トイレ改修に伴うものを想定して計画をしております。

続きまして、実施設計の中での検討項目に入っていないエレベーターについてですが既存不適格のものが並んでおります。地震において扉が閉まったまま途中で止まってしまった。また何かの拍子に扉が開いたままエレベーターが動いてしまったというような事故が発生したことに伴いまして、これを防ぐための安全装置をつけることになっております。戸開走行保護装置、その次の昇降機内の耐震対策、またその下のピット内の耐震対策の3点が主なものとなります。続きまして電気設備改修工事でございます。

ホールの天井脱落対策工事に伴う工事といたしましては、天井のダウンライトを撤去し、新たにLEDの電球を設置します。また天井裏の照明につきましてもLED化を行います。

次のページをご覧ください。小ホールにつきましては同じようにダウンライトを新設しLED化、また投光器を撤去、これは水銀灯のことですけれども、この水銀灯を新たにLEDの電球に交換することを考えております。しかしながら大ホール、小ホールともに、モニターや情報通信設備等につきましては、今回見送りという形になっております。続きまして受変電設備ですが、こちらは全面撤去し、新設することとしております。

次のページをご覧ください。3番の非常用発電設備になります。先ほどの資料6の途中で出てきましたけれども、ディーゼルエンジンで動く非常用発電設備があります。これも入れ替えをして同じようにディーゼルエンジンですけれども、連続運転時間が現状2.5時間から24時間となるものを入れたいと考えております。時間数が伸びたことに伴いまして燃料の容量を現行90Lタンクから980Lタンクに据え替えます。この検討につきまして、A3で1枚ものの資料があるかと思っておりますけれども、非常用発電設備更新案の検討と左上に書いてあるものをご覧ください。A案、B案、C案は何が違うかという、まずA案、B案につきましてはディーゼル発電機、C案についてはガスタービン発電機となっておりますが一番何が違うかという連続運転時間となります。評価項目の中ほど、連続運転時間の項目がありA案は2.5時間、B案は20時間、C案は72時間という形になっております。それに伴いまして燃料の容量、仕様というところの容量確保（単位）をご覧ください。A案については2.5時間であるために90L、B案については20時間で980L、C案については72時間になるから2万3000Lということでタンクの容量が変わっております。なおC案につきましては、別置きタンクでは対応できないため、地下にタンクを新たに作りまして、その中で貯蓄をするという形になっております。また時間数の違いに伴いまして、バックアップする対象も異なります。A案につきましては消防法で規定する最低限の機器のみとなっております。B案につきましては事務室の電灯やコンセント、小ホール、管理室の電灯やコンセント、研修室等の電灯やコンセント、ヒートポンプチャラー1台分、小ホールの空調に係るものになります。井戸ポンプ、ボイラー、給水ポンプのみの稼働。もみの木モールの空調、事務室・管理室等の空調、小ホールの空調をバックアップする形になっております。C案につきましてはそれに加えて、大ホールのホワイエ等の電灯・コンセントや楽屋リハ室の電灯・コンセント、大ホール客席の空調、軽体育室ホワイエ等の空調のバックアップが増えております。実際に文化センターが避難所となったとき、実際どこが使えるかということで大ホールは客席があって避難所に適さないということになります。その部分を削り実

際に避難所となる部分の現実的に想定したものがB案という形になっております。よってB案が現実的ということで採用予定として、今回の改修計画の中に盛り込んでおります。

最初の資料A3の資料にお戻りください。続きまして、監視カメラ設備ということで、監視カメラは全面的に更新をいたします。設置箇所は8ヶ所になります。5番の電気時計設備につきましても全面的に更新。

次の仮設発電設備につきましては、文化センターの受電設備の更新に伴いまして、電源が拾えなくなることから仮設に発電設備を設置するというものになりますので、直接的に文化センターの中で使うということではありませんが、工事に伴い設置するものであります。7番の一般照明器具につきましては、空調設備改修に伴いまして、一旦撤去はするんですが、LED化はせず再取り付けすることを想定しております。弱電設備につきましては、埋め込みスピーカーですとか、大時計、監視カメラになります。先ほどの監視カメラや機械時計が絡んできますけれども、現状維持という形を想定しております。

次のページをご覧ください。舞台機構設備改修工事となります。こちら、舞台機構につきましては取りやめ。ステージ上の枠ですとか、上から吊り下げる反響板などの部分になります。今回の実施設計の中では取りやめですが、床につきましてはクリーニングを行う計画をしております。次のページをご覧ください。今度は舞台の照明になります。舞台照明につきましては全面的に更新をすることとしております。なお、照明につきましては既存不適合と書かれておりますが、現在照明をコンセントに繋ぐ際、T型のコンセントプラグを使用しております。現状T型のコンセントというのは使用が禁止という形になっております。このプラグも変更しなければいけないので実施設計の中で更新交換することを考えております。

続きまして、舞台などの音響になります。音響についても全面的に更新することを考えております。最後となりますけれども噴水について。文化センター西側の入り口の前の芝生広場にあります噴水の本部が現在故障しております。あわせて、漏電の恐れがあるため配線を切断しております。修繕が必要ですが、見積もりで45万円以上かかる見込みですので令和5年度において更新するのか、また噴水自体を別のものにするのかということもあわせて、この場においてご検討いただきたいと考えておりますので、後日改めて皆様からご意見をいただきたいと考えております。

次のページからは今までお話をさせていただきました実施設計の中で、比較した改修箇所の概要一覧表になります。空調の室外機についてご説明の中で一部触れさせていただいておりますが、このような形で改修するという考えております。最後のページに、文化センターの改修事業の実施設計の積算額の最終版を載せさせていただいております。それから今まで説明してまいりました改修箇所につきまして、いくらかかるのかということの数字を載せさせていただいております。なお全て直接工事費でして、足場ですとか、作業員にかかる経費というものは、一番下Bの共通費ということでひとまとめにさせていただいておりますので、実際、例えばホールの天井脱落工事で9億6000万円余りとなっておりますが、共通費がここに加算されますので、実際はもう少し数値が上の金額となることをお含みおきください。以上で説明を終わりとさせていただきます。

まだご説明したばかりですので、この場ですぐにご意見と言われても難しいと思いますので次回までにお読みいただいて、考えてきていただきたいなと思います。今、資料6の3の改修箇所と優先づけの検討としたいまして次回に向けてお考えいただきたいことというものをお配りさせていただきました。今ほどの説明、概略で申し訳ございませんでしたが、資料を改めてお読みいただいて、改修箇所の工夫がけと方向づけについてお考えいただきたいなと思います。各改修箇所の安全性、機能性、社会性、環境性その他に区分をし、どの部分を中心に改修を実行していくかについて方向づけをお願いしたいと思います。区分の項目につきましては資料5の先ほどの運営方針の中で少し触れていただいたところですが安全性ですと耐震・防災・防犯の対策と避難所機能の向上、機能性については、ユニバーサルデザインとか情報化、音響性能という面、社会性につきましては法令適合、既存不適格の改善の面、また景観、樹木の面。環境性につきましては、環境負荷の低減、省エネルギー、周辺環境保全、職場の環境というところの視点。そしてその他となります。その下に事務局で安全性、機能性、社会性などという区分ごとに改修項目を入れさせていただいております。この記載させていただいているタイトルは全て今ほどまで説明をしておりまして、下諏訪さんも文化センターの改修項目のA3の表と照合できますので、この区分の項目につきまして、例えば安全性でいけばここに書いてあるものでよいのか。またこの項目は別の項目にしたほうがいいんじゃないかという形で移動をしていただきたいです。また、ここにも載ってない、改修項目のA3の資料に戻っていただいてもこれは必要だと思われるものについてももちろん併せてご記載いただきたいと思います。その区分分けをして

いただいた上で、安全性、機能性、社会性、環境性のどれを優先に考えていけばいいのか。また安全性に区分した改修項目のどれを優先して行っていけばいいのかという順位。当然1項目ずつでなければいけないということはありません。これとこれを最優先だから一番が複数あるということもかまいませんので順位付けをしていただきたいと思いますのでまとめていただいて、次回に発表いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

事務局：

それではただいま事務局から基本設計業務段階で行う予定でした工事内容や、実施設計における工事概要ということでご説明させていただきましたが、これを全てやると13億570万円かかってくるというような話になります。先ほど取りまとめをいただきました運営方針を実現させていくためにご検討をいただきたいのですが、最初のこちらの会議で、文化センターだけにあって、町が潰れてしまったら意味がないというところが、やはりごもっともなお話だと思います。文化センター運営をしていく上で、町の財政もしっかりと健全に維持できるような改修を目指していくべきであるという方向性で皆様からご意見をいただいております。こういったことを踏まえまして、工事概要を説明させていただきましたが、この中でこういったものが必要なのか、またこのタイミングではここは必要ではないんじゃないかというところを皆様のお立場で忌憚のないご意見で結構ですので、また資料をお読みいただいて、ご意見を考えていただき、また次回にお話しいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それではただいまの説明についてご質問ございましたらよろしくお願いいたします。

委員：

内容が多すぎて、何を言っているかわかんないところあるんですけど、ちょっと聞きたいんです13億円ということですが目標コストのターゲットってありますか。

事務局：

現状はありません。まずはまとめていただいた運営方針を達成するにはどのような改修が必要なのかをご検討いただき、ここまでの改修が必要ということのご意見をいただきこれだけの改修が必要なんだよという改修計画を作成したいと考えております。その上で、財政面や運営面も考慮しながら2年という期間に縛るのではなく5年、10年のスパンなど長期的な視野も持ちつつ優先順位ごとに工事を行っていくことも検討の一つではないかと考えております。

委員：

わかりました。ちょっと僕は違和感があって、自分の仕事からイメージするとまずコストがあつてっていうことを考えるんですが、今おっしゃったことは、まず必要なものに優先度をつけて、コストに関しては1回置いておくと言ったらちょっと言葉が難しいと思うんですけどそのような形ということですね。そういうことでやるとなんか全て入れたいっていう思いですが、優先度をつけなきゃいけないっていうことで、ただ優先度をつけるときの順番でコストにやっぱり反映されるときがあつて、じゃあこれを削るかなっていうところの線引きでは難しいのかなってちょっと個人的には思っています。

委員：

耐震に関して何か国の補助金が出るけど音響なんかは出ないとか木曾の視察の際にも伺ったように思うんですが、そういうのはこの表に印がついていますか。これは補助がもらえるものだとかもらえないとか。そこが今度の順位はそういうことを一切考えなくて、まずやっていくのかとは思いますが。

事務局：

A3の資料の改修更新項目を1枚めくっていただいてホール天井脱落防止対策工事の下に既存不適格と緊防債と括弧書きで書いておりますがこの緊防債っていうのが起債となりお金を借りられるっていうものになります。



委員：

そうするとこの緊防債に当たるこの最後の表でいくとどの部分でしょうか。

事務局：

基本的には、ここに書かれている舞台の照明と音響以外は全て緊防債の対象で想定をしております。

委員：

ということはその部分が国の補助金がいただけるということでしょうか。

事務局：

すいません補助金ではなくて、起債ですので借金となります。その事業費に対して国からお金を借りてそのうちのいくらかを地方交付税の中に加算してくれますよという形ですので、国の補助金ではないのでその点をご承知おきいただきますようお願いいたします。基本的にはこの全部が対象になって、国からお金を借りた上で改修もできますよという形になります。

委員：

その地方交付税が入ったものに対して税金の控除対象になるってことですか。

事務局：

資料6っていうA4判の最後のページをご覧ください。(6)の財源と書かれている部分になります。緊急防災減災事業債というのが緊防債というものになりますが、この充当率100%って書いてあります。見積もった工事にかかる経費総額に対して、100%の額にこの起債を当てられますよっていうのが充当率になります。交付税措置率70%と書いてありますが、その内の70%を交付税措置をしてくれることになり、なのでその額の70%に近いものを別の形で町に戻してくれますという形になります。残りの30%程が、実質町が負担する額ということになります。計算上はこのような形になっています。

続きましてその下のイになります。公共施設等適正管理推進事業債。設備施設を長寿命化する工事を対象とした起債になります。こちらの場合は充当率が90%なので、かかる経費の90%がこの起債の対象となり、交付税措置されるのが30%から50%、財政力に

応じて決まってくる割合の交付税で戻してくれますよという話になります。いわゆる公適債という言い方で言ってるんですが、この公適債については、現状、舞台の音響と照明に対して使用する想定でいます。なので、この二つの起債を使いまして実施設計で見積もった約13億円のお金を充てていくっていう想定でおります。

委員：

こういう大きな事業をやる場合の、その業者の選定とかそれはもう決まっちゃってるんですかね。

事務局：

設計に関してはもう終了してるんですが、これから工事をしていくに当たって、どこの業者に工事をしてもらうかというのは、これから入札をして決定していきます。

委員：

そうしますと各地元についていようなお考えはあるわけなんですね。

事務局：

そうですね基本的には地元の業者さんを複数社でもって入札を行うことを想定しておりますが、やはり中には専門的な大きな企業じゃないというところもあるのも事実なのでその辺は、またこの会議の中で触れさせていただきたいなと思ってはいるんですが、できるだけ地元と思いつつも、もしかしたらそういう大きな企業による入札ということになるかもしれません。

委員：

わかりました。ありがとうございました。

事務局：

ちょっと内容がかなり多かったものですから、また次回の会議までに再度内容の方を確認いただければと思います。もしご不明な点等ございましたら、事務局の方へお問い合わせいただければ回答の方させていただきますので、またお問い合わせいただければと思います。

それでは最後その他ということで委員の皆様から何かございますでしょうか？よろしいでしょうか？それでは事務局から最後は1点ご連絡をさせていただきます。

次回の会議でございますが、9月14日の水曜日の午後7時から開催をさせていただきたく思います。第7回につきましては、前半に日本耐震天井施工協同組合の塩入技術委員長から耐震天井についてのお話をお聞きいただき、また質疑応答の時間もとらせていただきたいと思いますので、天井の耐震化についてご質問もこちらでお出しただければと思いますので、よろしくお願いたします。後半につきましては、本日ご説明をさせていただいたことについて、意見交換をしていただければと思います。

それでは長時間にわたりありがとうございました。以上で第6回下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議を終了いたします。ありがとうございました。

(終了：20:54)